

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	29 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	22 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	33 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	17 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月まで

国民年金への加入手続は、昭和 45 年ごろ、私の父が郷里の A 町（現在は、B 市）で行い、保険料も父が納付していた。48 年半ばに C 市で自営業を始めてからは、元妻が保険料を納付していたと思う。事業は順調だったが、自営業は将来に不安があることから国民年金は絶対必要と考えており、2 年間も保険料を納付していないことは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間のうち昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料は未納となっているものの、D 県 B 市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿では、納付されていることが確認でき、行政側の記録管理の不備がうかがえる。

一方、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、社会保険庁の特殊台帳、B 市の国民年金被保険者名簿及び C 市の電子記録のいずれにおいても未納とされている上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の元妻も当該期間は未納とされている。

また、申立人が昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年12月から44年3月まで

私は昭和39年4月から40年3月までA専門学校に通学し、同年4月から44年4月の結婚まで家業に従事していた。両親は国民年金制度発足の時から国民年金保険料を納めており、私の分も一緒に納めてくれていた。その後、二人の妹、一人の弟についても20歳になり次第国民年金への加入手続を行い、全期間を納付し続けている。

父は亡くなったが、86歳の母は健在で、現在も弟が経営する店で手伝っているが、「あなただけが未納になっているのは理解できない。結婚するまではちゃんと一緒に保険料を納めました。」とはっきり言っている。私も20歳になると同時に国民年金保険料を納付し始めたことをはっきり記憶しているので、申立期間の保険料を納付したものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人と同居し、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親は、申立期間を含め国民年金保険料が完納されている上、申立人と同様に、申立人の父親が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の弟妹3人は、20歳到達とともに国民年金に加入し、国民年金保険料が適切に納付されているにもかかわらず、申立人の両親とともに家業に従事してきた申立人のみが国民年金に加入せず、保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立人が所持する年金手帳により、申立人は当初昭和39年12月12日に国民年金に強制加入とされていたところ、後に40年4月1日に強制加入と訂正されており、行政側の事務処理の不備がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 56 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 56 年 10 月から同年 12 月まで
③ 昭和 57 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 45 年 7 月に県外で勤めていた会社を退職し、ただちに県外から A 市 B 区へ転居した。その際国民年金の加入手続を行うために B 区役所に行った。当時、サラリーマンの妻だったので任意加入した。

それ以降保険料は、納付書できちっと納付してきた。確かに保険料の納付が遅れることもあったが、忘れず納付したつもりだ。

申立期間についても、前後の保険料を納付している。また、特に申立期間当時経済的に困っていた記憶も無い。申立期間が未納になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、昭和 45 年 8 月に国民年金に任意加入するとともに、申立期間①直前の 56 年 3 月まで国民年金保険料の未納期間は無く、申立期間①及び②前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されていることから、申立期間①及び②のそれぞれ 3 か月が未納とされていることは不自然である。

一方、申立期間③については、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立期間直後の昭和 57 年 10 月に任意加入喪失を届け出た記録が確認できるものの、申立人自身はその記憶が明確でないなど、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 1601

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年10月から51年9月まで

昭和49年10月に20歳になった時は、国民年金制度をあまり理解していなかったため、加入手続もせず、保険料も納付していなかった。

昭和53年3月に結婚し、同年9月ごろ、家庭内で将来のことを検討し、それを機に、国民年金に加入することにし、後日、妻をA町（現在は、B町）役場に行かせ、その加入手続をし、20歳から納付していなかった国民年金保険料を納付した。

納付した時の町役場の担当窓口の職員名や、領収書の発行の有無は憶えていないが、納付金額は十万円未満であったことを憶えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年10月以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の妻は、20歳に到達して以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人及びその妻の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険事務所の記録及びB町役場が保管する国民年金被保険者名簿及び収納簿の記録により、申立人は、昭和53年5月ごろ、国民年金加入手続を行い、52年7月から同年12月までの国民年金保険料を53年9月に、51年10月から52年6月までの期間及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を54年1月にそれぞれ過年度納付していることが確認でき、いずれの時点においても、申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付することが可能であることを踏まえると、申立人とその妻が、申立期間の国民年金保険料を納付し、未納期間を解消しようとしたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 1614

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 8 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月から 48 年 3 月まで
20 歳になって、国民年金に加入しなければならぬと母から聞いた。
母が、A 町（現在は、B 市）役場で国民年金の加入手続をしてくれたことを憶えている。
申立期間の国民年金保険料は、私が母に渡し、母が納付してくれた。
平成 13 年に、当時の A 町役場年金課で調べてもらったら 29 年間きちんと納付してあると言われ、念のために社会保険事務所にも確認してもらった結果でも同じ返事だったので安心していましたが、今回、確認したところ、未納となっていることが分かった。申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 48 年 4 月 25 日に払い出されていることが確認でき、この時点において、申立期間は、国民年金保険料を現年度納付することが可能であったと考えられるとともに、社会保険事務所が保管する申立人に係る特殊台帳において、同年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料は同年 4 月に、同年 10 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料は 48 年 12 月に、いずれも現年度に納付されていることが確認でき、申立人が国民年金に加入した当初において申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、社会保険事務所が保管する特殊台帳において、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、昭和 45 年 1 月から 60 歳到達までの国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、50

年6月から60歳到達までの国民年金保険料をすべて前納していることなどから、申立人の母親の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえ、申立人の母親が、申立人の国民年金加入時に申立期間の国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 1615

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月

昭和 58 年に仕事を退職することになったので、両親の勧めで、次の仕事が決まるまで国民年金に加入した。

両親も国民年金に加入しており、申立期間当時は同居していたため、私の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関しては、父がしてくれていた。

私は詳しいことは知らないが、年金手帳の交付日は昭和 58 年 3 月 1 日となっており、父からは、国民年金の加入手続は A 町（現在は、B 市）役場で行い、申立期間の保険料については同町役場で納付したと聞いている。

申立期間以外の国民年金保険料については、父が、納付組合の集金人に両親と私の分を納付してくれていた。

申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人に国民年金への加入を勧め、申立期間の保険料を納付したとする申立人の父親は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月からの国民年金加入期間について、国民年金保険料をほぼ納付済みであり、特に申立期間当時は付加保険料を納付するなど、申立人の父親の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の手帳記号番号の払出時期から見て、昭和 58 年 4 月に払い出されていることが推認され、この時点において、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であることを踏まえると、申立人の父親が、申立人の国民年金加入

手続と同時に申立期間の国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

さらに、B市役所が保管する納付組織の台帳において、申立人及びその両親は、申立期間直後の昭和58年4月から共済組合員となる前月の59年6月までの国民年金保険料を同一日に納付していることが確認でき、申立人の国民年金への加入手続及び保険料の納付をしたとする父親が、申立人の国民年金加入手続と同時に申立期間の国民年金保険料を納付したと考えることが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 1616

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 12 月までのうちの 3 か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 12 月までのうちの 3 か月
国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和 48 年 4 月から同年 12 月までのうち 6 か月については納付した記録となっているが、申立期間については納付記録が確認できないとの回答であった。

私は、昭和 45 年 11 月から長男夫婦と同居するようになり、長男夫婦も生活は大変だったが、長男は私の国民年金保険料を必ず納付すると言っていた。

長男夫婦と同居後は、私が 60 歳になるまでの間の国民年金保険料は長男の妻が納付してくれた。

昭和 48 年に A 市（現在は、B 市）から C 市 D 区へ転居したので、60 歳直前の数か月の国民年金保険料は C 市 D 区において納付した。

申立期間の国民年金保険料はすべて納付しており、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る改製原戸籍附票により、申立人が昭和 48 年 8 月 10 日に A 市から C 市 D 区へ転居したことが確認され、B 市役所が保管する国民年金保険料検認報告書により、申立人の同年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料は、同市において納付されていることが確認できるとともに、社会保険庁のオンライン記録において、期間の特定はできないものの、転居後の期間の国民年金保険料は少なくとも 2 か月については納付されたことが推認できる。

また、申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人は、昭和 36 年 4 月以降 60 歳到達までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、申立人がその

長男夫婦と同居し、長男の妻が申立人の国民年金保険料を納付することとなった45年11月以後の期間を含めて国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったと思われ、申立期間についても、申立人の長男の妻が納付したと考えるのが自然である。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、申立人に係る昭和48年度（被保険者期間9か月）の国民年金保険料の納付済期間は6か月の記録となっているものの、当該納付済月は特定できないこと、及び年度内の一部の期間に未納があれば存在するはずの特殊台帳が存在していないことを考慮すると、行政側における記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の厚生年金保険第4種被保険者期間における資格喪失日は、昭和60年1月1日と認められることから、申立期間に係る厚生年金保険第4種被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については8万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年11月1日から60年1月1日まで

私は、厚生年金保険第4種被保険者として保険料を納めていたが、昭和59年11月6日にA社に入社した。

その時に、同社の社長から、入社時に「年内は厚生年金保険第4種被保険者として保険料を納付してほしい。」と言われたので、同保険料を納付した。

しかし、申立期間について、厚生年金保険第4種被保険者期間とA社に係る厚生年金保険被保険者期間が重複していることが平成7年に判明した。

管轄の社会保険事務所は、厚生年金保険第4種被保険者としての保険料を還付しているはずだと言っているが、絶対に還付は受けておらず、納付書・領収証書のとおり保険料を納付しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社の事業主に対し、『社会保険事務所に就職が決まったので、厚生年金保険第4種被保険者資格を喪失したいと申し出た。』旨を伝えたが、事業主から、年内は第4種被保険者として保険料を納めておいてほしいと言われ、やむなく同保険料を払った。」と供述しており、社会保険事務所が保管する申立人に係る厚生年金保険第4種被保険者債権管理簿及び申立人が所持する納付書・領収証書により、申立人は昭和59年11月及び同年12月の厚生年金保険第4種被保険者保険料を同年12月24日に納付していることが確認で

きる。

一方、社会保険事務所が保管する申立人に係る厚生年金保険第4種被保険者名簿により、申立人は昭和59年11月6日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得したことによって、厚生年金保険第4種被保険者資格を喪失し、上記債権管理簿に「還付請求「60. 1. 4」」と記載されている。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業所は昭和59年11月6日付けの申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届を同年12月26日に社会保険事務所に提出していることが確認できることから、申立人が、「健康保険証は昭和60年1月に入ってもらったので、会社が59年11月にさかのぼって加入手続きしていたとは知らず、今まで60年1月から厚生年金保険に入れてくれていたものと思っていた。」と供述していることは、不自然とは言えない。

また、申立人は、「平成7年に厚生年金保険被保険者期間が重複していることが判明した際、社会保険事務所から還付請求書をもらい、必要事項を記載して厚生年金保険第4種被保険者資格取得申出書を申し出た社会保険事務所に提出したが、受け付けてくれなかった。」と供述しているところ、申立人は当該還付請求書を現在も保管していることから判断すると、平成7年当時の申立人のオンライン記録では、第4種被保険者の資格喪失日が昭和60年1月とされ、過誤納処理が反映されたものではなかったことが認められる。

さらに、上記の債権管理簿の「還付請求「60. 1. 4」」と記載されていることについては、社会保険事務所は申立人に還付を案内した記載か、還付請求書を受け付けた記載なのか不明としており、実際に保険料を還付したことを示す保険料還付整理簿等の資料は無い。

加えて、申立人が厚生年金保険第4種被保険者資格取得申出書を提出した社会保険事務所と当該事業所を管轄する社会保険事務所が異なっているにもかかわらず、当該事業所が厚生年金保険被保険者資格取得届を提出した昭和59年12月26日から60年1月4日までの年末年始の休日を除いた実4日間という極めて短期間に当該第4種被保険者保険料に係る一連の過誤納処理が行われているとは考えられないなど、当該保険料の還付に係る事務処理が適切に行われていたことを疑わせる事情が見受けられる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険第4種被保険者としての厚生年金保険料を納付し、昭和60年1月1日に第4種被保険者資格を喪失したものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険第4種被保険者名簿の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録のうち、平成17年9月及び同年10月は19万円、17年11月から18年8月までの期間は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月1日から19年7月1日まで

A社に勤務していた期間について、厚生年金保険の標準報酬月額記録が実際の給与支給額に比べ不当に低くなっている。

支給された給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年9月及び同年10月は19万円、同年11月から18年8月までの期間は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主と連絡が取れないため供述を得ることができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざる

を得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間のうち、平成 17 年 4 月から同年 8 月までの期間については、社会保険庁で記録されている標準報酬月額が給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を超えていること、18 年 9 月から 19 年 5 月までの期間については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が一致していること、17 年 7 月の賞与については、社会保険庁で記録されている標準賞与額が賞与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額を超えていること、同年 12 月、18 年 7 月及び同年 12 月の賞与については、賞与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額と社会保険庁で記録されている標準賞与額が一致していることが確認できることから、これらの期間及び賞与については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。
- 3 申立期間のうち、平成 19 年 6 月については、当月分の給与は事業主より支給されず B 機構による未払賃金の立替払により給付されていることが、申立人が所持する C 労働基準監督署発出の確認通知書（平成 19 年 9 月 10 日付け）により確認できるものの、厚生年金保険料控除額は確認できない。
このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（59万円）であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月1日から10年3月6日まで

社会保険事務所からの連絡により、自分が代表取締役としてA社に勤務していた際の一部の期間について標準報酬月額が引き下げられていることが分かった。

会社の代表取締役だった自分は、このような処理については承知していないので、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る社会保険事務所の厚生年金保険の被保険者記録では、当初、申立期間の標準報酬月額は申立人が主張する59万円と記録されており、申立人が提出した申立期間における給与明細書などからも標準報酬月額59万円に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成10年3月6日から5日後の同月11日付けで、申立人の8年2月から10年2月までの標準報酬月額が9万2,000円にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本の記録から、申立期間当時、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できるが、破産申請手を担当した弁護士は、「破産申請書の提出日が平成10年4月8日であり、当該申請書を提出するための準備期間として通常3か月以上を必要とすることから逆算すると、さかのぼって訂正処理された同年3月11日は既に債権者等に受任届を送付した後であり、社会保険事務所が社長や会社と厚生年金保険料等債務の処分に関して直接交渉はしていなかったと考えられる。」と供述しており、申立人の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられた平成10年3月11日には、社会保険事務所

の担当者は、直接厚生年金保険料の滞納処理について申立人と相談することはできなかつたと考えられ、申立人は、標準報酬月額がさかのぼって訂正された事実を承知していなかつたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がかかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があつたとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録のうち、平成4年7月については38万円、6年7月については47万円に、それぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月10日から平成19年10月1日まで
社会保険事務所にA社、B社及びC社に勤務していた時の厚生年金保険の記録を確認したところ、当該期間の標準報酬月額が実際受領していた給料額より著しく低い額であることが分かった。昭和61年7月にマンションを購入する際に当時のD公庫で借入をしたが、社会保険事務所が記録するような標準報酬月額の給料であれば借入はできなかつたはずである。

全期間分ではないが、所持している給与明細書を提出するので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を給料に見合ったものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成4年7月について、給与明細書において確認できる申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、それぞれ50万円及び38万円であり、社会保険事務所記録されている標準報酬月額（34万円）より高いことから、同月の標

準報酬月額を 38 万円に訂正することが妥当である。

また、平成 6 年 7 月について、給与明細書において確認できる申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、それぞれ 50 万円及び 47 万円であり、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額（38 万円）より高いことから、同月の標準報酬月額を 47 万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無いため詳細は不明であるとしており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、平成 4 年 7 月及び 6 年 7 月を除く申立期間の標準報酬月額については、i) 給与明細書が提出されていない期間については、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額を確認できず、当該期間に係る標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできず、ii) 給与明細書が提出されている期間のうち、4 年 7 月及び 6 年 7 月を除く期間については、提出された給与明細書からは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額から算出される標準報酬月額は、社会保険庁が記録する標準報酬月額と一致していることから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①、②、③及び⑥について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を申立期間①、②及び③についてはA社（B社を経て、現在は、C社）、申立期間⑥についてはB社により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和39年3月は2万4,000円、同年4月は2万8,000円、40年4月及び同年11月は3万円、同年12月は3万3,000円、41年1月及び同年4月は6万円、同年2月は5万2,000円、同年3月は4万2,000円、46年11月から47年9月までは13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、両事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 3 申立人は、申立期間⑤の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD社E部における資格喪失日に係る記録（昭和46年1月1日）、及びB社における資格取得日に係る記録（昭和46年3月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額については、10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 昭和 39 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 11 月 1 日から 41 年 5 月 1 日まで
④ 昭和 42 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
⑤ 昭和 46 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日まで
⑥ 昭和 46 年 11 月 1 日から 47 年 10 月 1 日まで

申立期間④及び⑤については、A社に昭和 38 年に入社し、B社、F社と社名は変更され、G地、H地、I地等の各地への転勤があったが、53 年 6 月まで継続して勤務したことは間違いなく、所持している給与明細書からは厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間①、②、③及び⑥については、給与明細書の厚生年金保険料の控除額と標準報酬月額に相違があるので、同控除額に相当する標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、②、③及び⑥については、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書において確認できる保険料控除額及び支給額から、昭和 39 年 3 月は 2 万 4,000 円、同年 4 月は 2 万 8,000 円、40 年 4 月及び同年 11 月は 3 万円、同年 12 月は 3 万 3,000 円、41 年 1 月及び同年 4 月は 6 万円、同年 2 月は 5 万 2,000 円、同年 3 月は 4 万 2,000 円、46 年 11 月から 47 年 9 月までは 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①、②及び③に係るA社は、社会保険事務所の記録によれば、昭和 42 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当該期間における事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができず、また、申立期間⑥に係るB社は関係資料等が保存されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、両

事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間④については、申立人が提出した給与明細書により、申立人がA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は、昭和42年8月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当該期間における事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間⑤については、申立人が提出した給与明細書により、申立人がD社E部（社会保険事務所の記録によれば、昭和46年2月20日にB社に名称変更）に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は関連資料が保存されておらず不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届などが提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年1月及び同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和36年9月1日、資格喪失日に係る記録を38年12月1日とし、申立期間の標準報酬月額については、36年9月から37年6月までは1万円、同年7月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から38年11月までは2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月1日から38年12月1日まで

昭和36年9月1日から38年11月30日まで勤務したA社の厚生年金保険の被保険者記録を社会保険事務所に照会したところ、加入した事実が無いとの回答であった。

当時の上司や同僚の名前を記憶しており、勤務していたことは間違いのないため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務実態に関する具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社の「販売部」に勤務していたことは推認できる。

また、申立人及び二人の同僚が当該事業所の「販売部」に当時10人程度の従業員が配属されていたと供述しており、申立人及び4人の同僚が同部に配属されていた同僚であったと供述した申立人を除く10人については、いずれも被保険者記録が確認できることから、当時、当該事業所の「販売部」においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

さらに、4人の同僚は、「A社の厚生年金保険の加入記録は勤務した期間と一致している。同社は、健康保険や厚生年金保険についてきちんと加入手続をしていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における同職種である同僚の社会保険事務所の記録から判断すると、昭和36年9月から37年6月までは1万円、同年7月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から38年11月までは2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、昭和48年4月30日に解散しており、事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考える。このため、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年9月から38年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和37年4月1日に、資格喪失日に係る記録を38年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を37年4月から同年9月までは1万4,000円、同年10月から38年1月までは1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から38年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、定時制高校の校長の紹介でA社が経営するC店に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。同時期に入社し、同じ業務に従事していた同僚の名前も記憶しており、勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が経営するC店における申立人の同僚の供述、申立人の当時の業務内容等に係る申立内容及び申立人の住民票の記録から判断すると、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人の当該事業所における同僚二人は、それぞれ、「申立人と同様に、定時制高校の校長の紹介で申立人と同時期に入社し、申立人と同じ業務に従事し、同じ寮で生活していた。申立人の厚生年金保険加入記録が無いとは考えられない。」、「申立人と同時期に入社し、申立人と同じ業務に従事し、同じ寮で生活していた。入社後すぐに厚生年金保険被保険者証を渡され、全員が厚生年金保険に加入していたと記憶しており、申立人の加入記録が無いとは考えられない。」と供述しており、これら同僚については、いずれも同事業所

における厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、同事業所においては入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いであったものと認められる。

さらに、C店における従業員数について、申立人の同僚3人は、いずれも10人程度であったと供述しているところ、申立人が当時の従業員として名前を挙げた9人の者すべてについて、同事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に当該事業所に入社している同僚の社会保険事務所の記録から、昭和37年4月から同年9月までは1万4,000円、同年10月から38年1月までは1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、関係資料等が保存されていないため不明であるとしているが、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、被保険者資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年4月から38年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年7月30日、同年12月16日、17年8月1日及び同年12月21日について、その主張する標準賞与額（13万円、19万円、19万5,000円及び20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を13万円、19万円、19万5,000円及び20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年7月30日
② 平成16年12月16日
③ 平成17年8月1日
④ 平成17年12月21日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社から支給された申立期間における賞与についての記録が無いとの回答があった。当該賞与から厚生年金保険料は控除されていたのは事実であるので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与支払明細書により、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（13万円、19万円、19万5,000円及び20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、各申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年7月30日、同年12月16日、17年8月1日及び同年12月21日の標準賞与額（13万円、19万円、19万5,000円及び20万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年7月30日、同年12月16日、17年8月1日及び同年12月21日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を21万2,000円、22万3,000円、22万5,000円及び22万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月30日
② 平成16年12月16日
③ 平成17年8月1日
④ 平成17年12月21日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社から支給された申立期間における賞与についての記録が無いとの回答があった。当該賞与から厚生年金保険料は控除されていたのは事実であるので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与支払明細書により、申立期間③及び④において、その主張する標準賞与額(22万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間①及び②については、申立人が提出した賞与に係る銀行振込記録により、申立人に対し賞与が支払われていたものと認められる。

また、当時の事業主は、当該期間において賞与に係る厚生年金保険料を控除していたと回答しているところ、申立人の賞与に係る銀行振込額と、同僚の所持する賞与支払明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額並びに賞与に係る銀行振込額とを検証した結果、算出された申立人の標準賞与額及び保険料控除額と当該同僚の標準賞与額及び保険料控除額の割合はおおむね

一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立人の賞与に係る銀行振込額並びに同僚の賞与に係る銀行振込額、賞与支払明細書に基づく賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 21 万 2,000 円及び申立期間②は 22 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、各申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 16 年 7 月 30 日、同年 12 月 16 日、17 年 8 月 1 日及び同年 12 月 21 日の標準賞与額（21 万 2,000 円、22 万 3,000 円、22 万 5,000 円及び 22 万 5,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年7月30日、同年12月16日、17年8月1日及び同年12月21日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を21万円、21万円、12万8,000円及び22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月30日
② 平成16年12月16日
③ 平成17年8月1日
④ 平成17年12月21日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社から支給された申立期間における賞与についての記録が無いとの回答があった。当該賞与から厚生年金保険料は控除されていたのは事実であるので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与支払明細書により、申立期間①、②及び④において、その主張する標準賞与額（21万円、21万円及び22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間③については、申立人が提出した賞与に係る銀行振込記録により、申立人に対し賞与が支払われていたものと認められる。

また、当時の事業主は、当該期間において賞与に係る厚生年金保険料を控除していたと回答しているところ、申立人の賞与に係る銀行振込額と、同僚の所持する賞与支払明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額並びに賞与に係る銀行振込額とを検証した結果、算出された申立人の標準賞与額及び保険料控除額と当該同僚の標準賞与額及び保険料控除額の割合はおおむね

一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間③における標準賞与額については、申立人の賞与に係る銀行振込額並びに同僚の賞与に係る銀行振込額、賞与支払明細書に基づく賞与額及び厚生年金保険料控除額から、12万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、各申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年7月30日、同年12月16日、17年8月1日及び同年12月21日の標準賞与額（21万円、21万円、12万8,000円及び22万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年7月30日、同年12月16日、17年8月1日及び同年12月21日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を22万6,000円、19万円、19万2,000円及び18万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月30日
② 平成16年12月16日
③ 平成17年8月1日
④ 平成17年12月21日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社から支給された申立期間における賞与についての記録が無いとの回答があった。当該賞与から厚生年金保険料は控除されていたのは事実であるので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与に係る銀行振込記録により、申立期間①、②、③及び④において、申立人に対し賞与が支払われていたものと認められる。

また、当時の事業主は、当該期間において賞与に係る厚生年金保険料を控除していたと回答しているところ、申立人の賞与に係る銀行振込額と、同僚の所持する賞与支払明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額並びに賞与に係る銀行振込額とを検証した結果、算出された申立人の標準賞与額及び保険料控除額と当該同僚の標準賞与額及び保険料控除額の割合はおおむね一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立人の賞与に係る銀行振込額並びに同僚の賞与に係る銀行振込額、賞与支払明細書に基づく賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は22万6,000円、申立期間②は19万円、申立期間③は19万2,000円及び申立期間④は18万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、各申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年7月30日、同年12月16日、17年8月1日及び同年12月21日の標準賞与額（22万6,000円、19万円、19万2,000円及び18万6,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年7月30日、同年12月16日、17年8月1日及び同年12月21日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を14万4,000円、19万3,000円、19万9,000円及び19万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月30日
② 平成16年12月16日
③ 平成17年8月1日
④ 平成17年12月21日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社から支給された申立期間における賞与についての記録が無いとの回答があった。当該賞与から厚生年金保険料は控除されていたのは事実であるので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与に係る銀行振込記録により、申立期間①、②、③及び④において、申立人に対し賞与が支払われていたものと認められる。

また、当時の事業主は、当該期間において賞与に係る厚生年金保険料を控除していたと回答しているところ、申立人の賞与に係る銀行振込額と、同僚の所持する賞与支払明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額並びに賞与に係る銀行振込額とを検証した結果、算出された申立人の標準賞与額及び保険料控除額と当該同僚の標準賞与額及び保険料控除額の割合はおおむね一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立人の賞与に係る銀行振込額並びに同僚の賞与に係る銀行振込額、賞与支払明細書に基づく賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は14万4,000円、申立期間②は19万3,000円、申立期間③は19万9,000円及び申立期間④は19万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、各申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年7月30日、同年12月16日、17年8月1日及び同年12月21日の標準賞与額（14万4,000円、19万3,000円、19万9,000円及び19万1,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年7月30日、同年12月16日、17年8月1日及び同年12月21日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を9万8,000円、9万9,000円、11万2,000円及び11万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月30日
② 平成16年12月16日
③ 平成17年8月1日
④ 平成17年12月21日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社から支給された申立期間における賞与についての記録が無いとの回答があった。当該賞与から厚生年金保険料は控除されていたのは事実であるので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与に係る銀行振込記録により、申立期間①、②、③及び④において、申立人に対し賞与が支払われていたものと認められる。

また、当時の事業主は、当該期間において賞与に係る厚生年金保険料を控除していたと回答しているところ、申立人の賞与に係る銀行振込額と、同僚の所持する賞与支払明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額並びに賞与に係る銀行振込額とを検証した結果、算出された申立人の標準賞与額及び保険料控除額と当該同僚の標準賞与額及び保険料控除額の割合はおおむね一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立人の賞与に係る銀行振込額並びに同僚の賞与に係る銀行振込額、賞与支払明細書に基づく賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は9万8,000円、申立期間②は9万9,000円、申立期間③は11万2,000円及び申立期間④は11万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、各申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年7月30日、同年12月16日、17年8月1日及び同年12月21日の標準賞与額（9万8,000円、9万9,000円、11万2,000円及び11万7,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年7月30日、同年12月16日、17年8月1日及び同年12月21日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を9万9,000円、11万2,000円、11万5,000円及び11万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月30日
② 平成16年12月16日
③ 平成17年8月1日
④ 平成17年12月21日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社から支給された申立期間における賞与についての記録が無いとの回答があった。当該賞与から厚生年金保険料は控除されていたのは事実であるので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与に係る銀行振込記録により、申立期間①、②、③及び④において、申立人に対し賞与が支払われていたものと認められる。

また、当時の事業主は、当該期間において賞与に係る厚生年金保険料を控除していたと回答しているところ、申立人の賞与に係る銀行振込額と、同僚の所持する賞与支払明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額並びに賞与に係る銀行振込額とを検証した結果、算出された申立人の標準賞与額及び保険料控除額と当該同僚の標準賞与額及び保険料控除額の割合はおおむね一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立人の賞与に係る銀行振込額並びに同僚の賞与に係る銀行振込額、賞与支払明細書に基づく賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は9万9,000円、申立期間②は11万2,000円、申立期間③は11万5,000円及び申立期間④は11万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、各申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年7月30日、同年12月16日、17年8月1日及び同年12月21日の標準賞与額（9万9,000円、11万2,000円、11万5,000円及び11万7,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年7月30日、同年12月16日、17年8月1日及び同年12月21日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を8万7,000円、10万1,000円、11万7,000円及び9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月30日
② 平成16年12月16日
③ 平成17年8月1日
④ 平成17年12月21日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社から支給された申立期間における賞与についての記録が無いとの回答があった。当該賞与から厚生年金保険料は控除されていたのは事実であるので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与に係る銀行振込記録により、申立期間①、②、③及び④において、申立人に対し賞与が支払われていたものと認められる。

また、当時の事業主は、当該期間において賞与に係る厚生年金保険料を控除していたと回答しているところ、申立人の賞与に係る銀行振込額と、同僚の所持する賞与支払明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額並びに賞与に係る銀行振込額とを検証した結果、算出された申立人の標準賞与額及び保険料控除額と当該同僚の標準賞与額及び保険料控除額の割合はおおむね一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立人の賞与に係る銀行振込額並びに同僚の賞与に係る銀行振込額、賞与支払明細書に基づく賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は8万7,000円、申立期間②は10万1,000円、申立期間③は11万7,000円及び申立期間④は9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、各申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年7月30日、同年12月16日、17年8月1日及び同年12月21日の標準賞与額（8万7,000円、10万1,000円、11万7,000円及び9万8,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月16日、17年8月1日及び同年12月21日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を6万9,000円、6万9,000円及び7万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月16日
② 平成17年8月1日
③ 平成17年12月21日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社から支給された申立期間における賞与についての記録が無いとの回答があった。当該賞与から厚生年金保険料は控除されていたのは事実であるので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与に係る銀行振込記録により、申立期間①、②及び③において、申立人に対し賞与が支払われていたものと認められる。

また、当時の事業主は、当該期間において賞与に係る厚生年金保険料を控除していたと回答しているところ、申立人の賞与に係る銀行振込額と、同僚の所持する賞与支払明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額並びに賞与に係る銀行振込額とを検証した結果、算出された申立人の標準賞与額及び保険料控除額と当該同僚の標準賞与額及び保険料控除額の割合はおおむね一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立人の賞与に係る銀行振込額並

びに同僚の賞与に係る銀行振込額、賞与支払明細書に基づく賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は6万9,000円、申立期間②は6万9,000円及び申立期間③は7万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、各申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月16日、17年8月1日及び同年12月21日の標準賞与額（6万9,000円、6万9,000円及び7万9,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年8月1日及び同年12月21日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を7万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月1日
② 平成17年12月21日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社から支給された申立期間における賞与についての記録が無いとの回答があった。当該賞与から厚生年金保険料は控除されていたのは事実であるので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与に係る銀行振込記録により、申立期間①及び②において、申立人に対し賞与が支払われていたものと認められる。

また、当時の事業主は、当該期間において賞与に係る厚生年金保険料を控除していたと回答しているところ、申立人の賞与に係る銀行振込額と、同僚の所持する賞与支払明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額並びに賞与に係る銀行振込額とを検証した結果、算出された申立人の標準賞与額及び保険料控除額と当該同僚の標準賞与額及び保険料控除額の割合はおおむね一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①及び②における標準賞与額については、申立人の賞与に係る銀行振込額並びに同僚の賞与に係る銀行振込額、賞与支払明細書に基づく賞与額及び厚生年金保険料控除額から、7万9,000円とすることが妥

当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、各申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 17 年 8 月 1 日及び同年 12 月 21 日の標準賞与額（7 万 9,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金 事案 1431

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年7月30日、同年12月16日及び17年8月1日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を8万4,000円、10万3,000円及び10万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月30日
② 平成16年12月16日
③ 平成17年8月1日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社から支給された申立期間における賞与についての記録が無いとの回答があった。当該賞与から厚生年金保険料は控除されていたのは事実であるので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与に係る銀行振込記録により、申立期間①、②及び③において、申立人に対し賞与が支払われていたものと認められる。

また、当時の事業主は、当該期間において賞与に係る厚生年金保険料を控除していたと回答しているところ、申立人の賞与に係る銀行振込額と、同僚の所持する賞与支払明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額並びに賞与に係る銀行振込額とを検証した結果、算出された申立人の標準賞与額及び保険料控除額と当該同僚の標準賞与額及び保険料控除額の割合はおおむね一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立人の賞与に係る銀行振込額並

びに同僚の賞与に係る銀行振込額、賞与支払明細書に基づく賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は8万4,000円、申立期間②は10万3,000円及び申立期間③は10万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、各申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年7月30日、同年12月16日及び17年8月1日の標準賞与額（8万4,000円、10万3,000円及び10万6,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年7月30日、同年12月16日、17年8月1日及び同年12月21日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を11万2,000円、11万9,000円、13万2,000円及び13万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月30日
② 平成16年12月16日
③ 平成17年8月1日
④ 平成17年12月21日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社から支給された申立期間における賞与についての記録が無いとの回答があった。当該賞与から厚生年金保険料は控除されていたのは事実であるので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人が提出した銀行振込記録により、賞与が支払われていたものと認められる上、申立期間④について、賞与に係る厚生年金保険料控除が確認できる申立人の同僚の供述から、申立人に対し賞与が支払われていたものと認められる。

また、当時の事業主は、当該期間において賞与に係る厚生年金保険料を控除していたと回答しているところ、申立期間①、②及び③について、申立人の賞与に係る銀行振込額と、同僚の所持する賞与支払明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額並びに賞与に係る銀行振込額とを検証した結果、算出された申立人の標準賞与額及び保険料控除額と当該同僚の標準賞与額及び保険料控除額の割合はおおむね一致しており、申立期間④について、申立人の

賞与に係る銀行振込額と、厚生年金保険被保険者資格取得時期及び年齢に近い同僚の所持する賞与に係る銀行振込額との推移はおおむね一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立人の賞与に係る銀行振込額並びに同僚の賞与に係る銀行振込額、賞与支払明細書に基づく賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は11万2,000円、申立期間②は11万9,000円、申立期間③は13万2,000円及び申立期間④は13万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、各申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年7月30日、同年12月16日、17年8月1日及び同年12月21日の標準賞与額（11万2,000円、11万9,000円、13万2,000円及び13万8,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年7月30日、同年12月16日、17年8月1日及び同年12月21日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を8万4,000円、10万3,000円、11万円及び12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月30日
② 平成16年12月16日
③ 平成17年8月1日
④ 平成17年12月21日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社から支給された申立期間における賞与についての記録が無いとの回答があった。当該賞与から厚生年金保険料は控除されていたのは事実であるので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②、③及び④について、申立人が提出した銀行振込記録により、賞与が支払われていたものと認められる上、申立期間①について、賞与に係る厚生年金保険料控除が確認できる申立人の同僚の供述から、申立人に対し賞与が支払われていたものと認められる。

また、当時の事業主は、当該期間において賞与に係る厚生年金保険料を控除していたと回答しているところ、申立期間②、③及び④について、申立人の賞与に係る銀行振込額と、同僚の所持する賞与支払明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額並びに賞与に係る銀行振込額とを検証した結果、算出された申立人の標準賞与額及び保険料控除額と当該同僚の標準賞与額及び保険料控除額の割合はおおむね一致しており、申立期間①について、申立人の

賞与に係る銀行振込額と、厚生年金保険被保険者資格取得時期及び年齢に近い同僚の所持する賞与に係る銀行振込額との推移はおおむね一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立人の賞与に係る銀行振込額並びに同僚の賞与に係る銀行振込額、賞与支払明細書に基づく賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は8万4,000円、申立期間②は10万3,000円、申立期間③は11万円及び申立期間④は12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、各申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年7月30日、同年12月16日、17年8月1日及び同年12月21日の標準賞与額（8万4,000円、10万3,000円、11万円及び12万6,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年7月30日、同年12月16日、17年8月1日及び同年12月21日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を7万7,000円、9万4,000円、9万3,000円及び9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月30日
② 平成16年12月16日
③ 平成17年8月1日
④ 平成17年12月21日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社から支給された申立期間における賞与についての記録が無いとの回答があった。当該賞与から厚生年金保険料は控除されていたのは事実であるので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②、③及び④について、申立人が提出した銀行振込記録により、賞与が支払われていたものと認められる上、申立期間①について、賞与に係る厚生年金保険料控除が確認できる申立人の同僚の供述から、申立人に対し賞与が支払われていたものと認められる。

また、当時の事業主は、当該期間において賞与に係る厚生年金保険料を控除していたと回答しているところ、申立期間②、③及び④について、申立人の賞与に係る銀行振込額と、同僚の所持する賞与支払明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額並びに賞与に係る銀行振込額とを検証した結果、算出された申立人の標準賞与額及び保険料控除額と当該同僚の標準賞与額及び保険料控除額の割合はおおむね一致しており、申立期間①について、申立人の

賞与に係る銀行振込額と、厚生年金保険被保険者資格取得時期及び年齢に近い同僚の所持する賞与に係る銀行振込額との推移はおおむね一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立人の賞与に係る銀行振込額並びに同僚の賞与に係る銀行振込額、賞与支払明細書に基づく賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は7万7,000円、申立期間②は9万4,000円、申立期間③は9万3,000円及び申立期間④は9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、各申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年7月30日、同年12月16日、17年8月1日及び同年12月21日の標準賞与額（7万7,000円、9万4,000円、9万3,000円及び9万8,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年7月30日、同年12月16日、17年8月1日及び同年12月21日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を7万7,000円、9万4,000円、9万7,000円及び11万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月30日
② 平成16年12月16日
③ 平成17年8月1日
④ 平成17年12月21日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社から支給された申立期間における賞与についての記録が無いとの回答があった。当該賞与から厚生年金保険料は控除されていたのは事実であるので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②、③及び④について、申立人が提出した銀行振込記録により、賞与が支払われていたものと認められる上、申立期間①について、賞与に係る厚生年金保険料控除が確認できる申立人の同僚の供述から、申立人に対し賞与が支払われていたものと認められる。

また、当時の事業主は、当該期間において賞与に係る厚生年金保険料を控除していたと回答しているところ、申立期間②、③及び④について、申立人の賞与に係る銀行振込額と、同僚の所持する賞与支払明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額並びに賞与に係る銀行振込額とを検証した結果、算出された申立人の標準賞与額及び保険料控除額と当該同僚の標準賞与額及び保険料控除額の割合はおおむね一致しており、申立期間①について、申立人の

賞与に係る銀行振込額と、厚生年金保険被保険者資格取得時期及び年齢に近い同僚の所持する賞与に係る銀行振込額との推移はおおむね一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立人の賞与に係る銀行振込額並びに同僚の賞与に係る銀行振込額、賞与支払明細書に基づく賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は7万7,000円、申立期間②は9万4,000円、申立期間③は9万7,000円及び申立期間④は11万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、各申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年7月30日、同年12月16日、17年8月1日及び同年12月21日の標準賞与額（7万7,000円、9万4,000円、9万7,000円及び11万2,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から47年1月までの期間、47年7月から48年4月までの期間及び50年4月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年7月から47年1月まで
② 昭和47年7月から48年4月まで
③ 昭和50年4月から55年3月まで

申立期間当時、父は自営業をしており、私は家事手伝いをしていたので、国民年金の加入手続及び保険料の納付は、父がしてくれていたと思う。

父は昔気質の厳格な人だったので、必ずや私の国民年金保険料も一緒に納付してくれていたはずであると母も言っており、母の分も父が納付したとのことである。

自立して家を出た後に、自分で国民年金保険料を納付し始めたのも、親にこれから自分でしっかり保険料の納付を続けるように言われたからである。

また、未納期間があるとしたら国民年金基金に加入する前に未納期間の保険料を先に納付するはずであり、申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の手帳記号番号の払出時期から判断すると、申立人が20歳到達当時の住所地ではなく、A市に転居後の昭和55年6月に同市において払い出されていたものと推認され、この時点において、申立期間①及び②の全部、並びに申立期間③の大半は、時効により国民年金保険料を納付することができない上、当該時点は第3回特例納付の実施時期であるものの、申立人において申立期間の国民年金保険料を一括納付したとの主張は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は既に死亡しているため、申立人に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年8月から49年3月まで

平成20年4月に私の年金記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の国民年金保険料が未納の記録となっていることが分かった。

このため、社会保険事務所に再調査するよう求めたところ、申立期間直前の昭和45年3月から同年7月までの期間、46年3月から同年6月までの期間及び申立期間直後の49年4月については、厚生年金保険の加入記録が判明し、納付済みであった45年3月から同年6月までの期間及び49年4月の国民年金保険料の還付を受けたが、申立期間については、母が国民年金保険料を納付していたはずなので納得ができない。

私は、昭和40年に勤めていた会社を辞め、私の母が経営していた料亭を手伝い始めた。

私の国民年金加入手続は母が行い、申立期間の国民年金保険料は母自身の保険料と一緒に女性の集金人に納めてくれており、住み込みの従業員も同じ集金人に納付していたのを私の妻が記憶している。

当時、商売は繁盛しており、私の国民年金保険料が合計44か月も未納であることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市B区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が保管する申立人に係る特殊台帳により、昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料が同年7月22日に過年度納付されていることが確認できる。

また、当該被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録により、昭和45年3月から同年7月までの期間、46年3月から同年6月までの期間及び49年

4月の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日が平成20年4月28日に追加記録されていることが確認できることを踏まえると、当該記録追加までの期間において、申立期間を含む昭和45年7月から49年3月までの国民年金保険料は未納の記録となっていたと推認され、このうち、同年4月から51年3月までの国民年金保険料を過年度納付した同年7月22日の時点においては、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は既に死亡していることから、申立人に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年6月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月から8年3月まで

私の父は国民年金に20歳から加入しており、資格喪失するまでの間に未納期間は無い。私自身は20歳の時、父が経営する店で働いており、店に国民年金の集金人が集金に来ていた。当時、両親が家族全員分の国民年金保険料を納付しており、その際に私の保険料だけを納付していなかったということは不自然であり考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成8年10月ごろに払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で申立期間の国民年金保険料は過年度納付となるため、現年度納付の保険料のみを取り扱う集金人への納付はできなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立人の両親が集金人に家族全員の国民年金保険料を一緒に納付していたと供述しているが、申立期間直後の平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料が、申立人の両親は3か月ごとに納付されているにもかかわらず、申立人は当該期間の保険料が9年4月に3回に分けてさかのぼって納付されていることが確認でき、納付日が申立人の両親と異なるため、申立期間について、申立人の両親が申立人を含む家族全員の国民年金保険料を集金人に納付していたとは考え難い。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない上、申立人及びその両親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 3 月に婚姻届を出したが、事実婚として 34 年から亡き夫と同居していた。36 年 4 月から 55 年 3 月までは免除等で国民年金保険料を納付していなかったが 55 年 6 月に第 3 回目の特例納付で夫が夫婦二人分の保険料を納付した。納付した額は、百数十万円であったと聞いている。

その後、保険料の納付記録を見ると申立期間について私の分の保険料が未納となっていた。そこで、3 年前に社会保険事務所で調査してもらったが納付を行ったことを確認できないとの回答であった。納付した資料等を捜しているが、夫が平成 7 年に亡くなった際に廃棄したと思われる。

申立期間について特例納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が特例納付した領収書に基づき、申立人自身も同様に特例納付したとしているところ、社会保険庁の特殊台帳により、申立人の夫については、第 3 回目の特例納付期間である昭和 55 年 6 月に、36 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料を特例納付したことは確認できるものの、申立人については、社会保険庁の特殊台帳において、同時期に特例納付された形跡は確認できない上、社会保険庁の記録では、申立期間のうち 36 年 4 月から 49 年 8 月までの期間は申請免除期間とされており、特例納付することができない期間である。

また、申立人の夫が申立人に係る申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無い上、申立人自身は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当

時の状況が不明であるなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1606

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私が20歳になった時、A市内の大学の学生であったが、両親の厚意により国民年金に任意加入してもらい、保険料は、住民票があった首都圏在住の両親が支払っていた。当時は、学生に対する国民年金保険料の延納制度がなかったため、任意加入した以上、両親が国民年金保険料の支払をしていなかったとは考えられない。

申立期間について未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年9月以降に払い出されていることが確認できるのみであり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間は時効により納付できない期間である。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親から申立期間当時の加入状況等を聴取することができない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の供述も得られず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の両親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1607

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から53年3月まで

昭和53年までは母が私の国民年金保険料を納付してくれていたと聞いて、それからは妻が引き継いで保険料を納付した。

私自身も自宅に国民年金保険料の集金人が来ていたのを見た憶え^{おぼ}がある。母は支払に関してはきちんと支払う性格だったので、昭和49年6月まで国民年金保険料を納付しているのに、それ以降の保険料が未納となっていることを不自然に思う。国民年金保険料を納付していたと思うので、納付記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人には、二つの国民年金手帳記号番号が払い出されており、最初の国民年金手帳記号番号は、昭和47年2月14日に払い出されていることが確認でき、申立内容から判断して申立人の母親が国民年金の加入手続をしたものと考えられる。

また、A市B区役所が保管する申立人の最初の国民年金手帳記号番号に係る国民年金被保険者名簿によれば、昭和47年1月から49年6月までの国民年金保険料が納付されていることが確認できるものの、同名簿には「昭和49年5月24日 転出」及び「住所地不在」の記載が確認できることを踏まえると、申立人の母親がA市B区において集金人に申立期間の国民年金保険料を納付することができなかった可能性も否定できない。

さらに、申立人は、昭和49年7月に結婚し、母親が居住する市から転居しているとともに、社会保険庁のオンライン記録により、その妻の同年7月から53年3月までの国民年金保険料は納付されていないことが確認できる上、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、その後、申立

人の別の国民年金手帳記号番号が、同年5月に妻と連番で払い出されており、同オンライン記録により、申立人及びその妻は、いずれも同年4月から国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人は、妻と一緒に国民年金手帳記号番号が払い出されたこの時分から国民年金保険料を納付し始めたと考えるのが自然である。

加えて、上記の二つの国民年金手帳記号番号のほかに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月及び同年5月

私は、申立期間以外の国民年金加入期間については、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び国民年金保険料の納付を自分で行ってきたが、申立期間については、当該切替手続及び国民年金保険料の納付を私の母にA市役所で行ってもらい、国民年金保険料は、母が同市役所発行の納付書により、同市庁舎内のB銀行の出張所で納付したので、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人が、平成11年12月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失し、国民年金への切替手続を行ったことに伴い、社会保険事務所が、同年12月28日に国民年金被保険者資格記録の追加を行うまでは、申立人は、8年7月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い国民年金被保険者資格を喪失していたことが確認できるとともに、当該オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳によれば、申立人が、9年4月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後に国民年金被保険者資格を取得している形跡は見当たらない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人及び当該保険料を納付したとする母親は、申立期間の国民年金保険料の納付金額に係る記憶が明確でないなど、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していた

ことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から48年12月まで

私が20歳になった以降の国民年金保険料は、7年前に亡くなった私の母が毎月納付してくれていた。昭和49年1月以降に納付した国民年金保険料の領収書はすべて保管しているが、申立期間の領収書は保管していない。

私が所持している年金手帳には、「はじめて被保険者になった日」として昭和47年*月*日と記載されており、父は学校の校長経験者で、母もまじめな性格だったので、申立期間の国民年金保険料は納付しているものと確信している。

社会保険庁の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納になっているのに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が提出した領収書により、申立人に係る昭和50年度の国民年金保険料が昭和51年3月17日に一括して現年度納付されていること、及び49年1月から50年3月までの国民年金保険料が時効期限内の51年4月6日に過年度納付されていることを踏まえると、申立人は、同年4月の時点で納付可能な保険料を過年度納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保

険料の納付を行っていたとする申立人の母親は既に死亡しており、申立人の国民年金の加入及び申立期間の国民年金保険料の納付について裏付ける関係者の供述も得られないことから、申立人の国民年金の加入状況及び申立期間の国民年金保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から3年3月まで

私が学生であった20歳の時にA町役場から私あてに国民年金への加入を勧める文書が届き、私の父が、平成元年又は2年の4月ごろ、同町役場で、私の国民年金加入手続を行うとともに、平成元年度分又は2年度分の国民年金保険料を年払いで一括納付し領収書をもっており、その後、同町役場からオレンジ色の年金手帳が送付されてきた。

領収書は既に無いが、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の父が、平成元年又は2年の4月ごろ、A町役場で、私の国民年金加入手続を行うとともに、平成元年度分又は2年度分の国民年金保険料を年払いで一括納付した。」と主張しているが、社会保険庁のオンライン記録及び申立人が所持する年金手帳から申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立期間は、国民年金に未加入の期間であることから、国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難く、申立人の父親は、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の父親は、申立期間の国民年金保険料を納付したとする期間、納付金額に係る記憶が明確でないなど、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の父親が、申立人に係る申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年3月から50年3月まで
社会保険事務所の女性職員から、「将来のことを考えて、今のうちに一括して国民年金保険料を納付した方がいい。」と強く言われ、お金を工面して申立期間の国民年金保険料を一括して納付した記憶があるので、申立期間が未納期間と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の手帳記号番号の払出時期から見て、昭和50年11月に申立人の元夫と連番で払い出されていることが推認され、この時点では、申立期間の大半（昭和43年3月から48年9月までの期間）は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年11月時点は、第2回特例納付の実施時期であるものの、申立期間のうち、48年4月から同年9月までの期間は、当該特例納付の対象期間となっておらず、当該期間の国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を一括で納付したと主張しているが、納付時期、納付場所及び納付方法についての記憶は明確でなく、申立期間の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1612

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年9月から53年6月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、保険料を納付した記録は確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間の国民年金保険料については、両親に勧められてA市B区役所で国民年金に自分で加入し、自分で納付したはずなので未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年10月23日に払い出されていることが推認でき、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁が保管する国民年金被保険者台帳から、申立人は昭和53年7月から55年3月までの国民年金保険料を同年9月に過年度納付していることが確認でき、この時点から、申立人は国民年金保険料の納付を開始したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間の国民年金保険料を自分で納付したとすること以外に、保険料の納付時期、場所、納付金額等に関する申立人の記憶が明確でなく、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1613

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 4 月まで
申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、国民年金保険料が納付された記録は確認できなかったとの回答をもらった。

A 区 B 町で夫が勤めていた会社の社宅に住んでいた時に、町内会の人に勧められ国民年金に任意加入し、申立期間の国民年金保険料は毎月、集金人に納付し、年金手帳に日付がある丸型の領収印を押してもらった記憶があるので未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、毎月自宅に来ていた集金人に現金を渡して国民年金手帳に領収印を押してもらっていたと主張しているが、申立人が居住していた区では、申立期間当時、原則 3 か月ごとの保険料収納方式であったとしており、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「国民年金へ任意加入しているのだから保険料を納付していないはずはない。」と主張しているが、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の供述は得られず、社会保険庁のオンライン記録から、申立人と同じ社宅に居住していた複数の知人が連番で申立人と同一日に国民年金に任意加入していること、及びその大半の者の国民年金保険料は申立期間において未納の記録である上、申立人と同日の昭和 38 年 5 月 22 日に任意加入の国民年金被保険者資格を喪失している 3 人はいずれも申立期間の保険料が未納の記録であることが確認でき、国民年金への加入手続は行ったものの、保険料は納付されていなかったことがうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1617

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から 56 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から 56 年 12 月まで
昭和 54 年 1 月 * 日に結婚し、同年 1 月に妻が私の国民年金の加入手続を行い、保険料については、毎月、近くの A 郵便局において納付していた。
申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和 54 年 1 月ごろに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、57 年 2 月ごろに払い出されていることが推認され、この時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳には、昭和 55 年及び 56 年の納付記録欄に「57.1 からはきちんと払う」旨の記載があることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金保険料を納付したとする妻の保険料も、申立期間は未納となっているなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1618

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から51年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から51年10月まで

昭和43年2月*日生まれの二男を乳母車に乗せてA市B区役所C出張所で国民年金の任意加入手続をし、同出張所で国民年金保険料を納付していた。当時の国民年金手帳は51年に現住所地に転居した際に無くした。

幼子連れて、私自身が国民年金に加入手続をしたことだけは、鮮明に憶えている。国民年金保険料を納付していたのに未納となっていることに納得できない。

私が国民年金の任意加入の申請をした書類が市役所及び社会保険事務所に保管されていないことにも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、最初、昭和36年2月に申立人の旧姓で払い出されていることが確認できるが、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳及びA市B区役所が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人は37年10月に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できる上、当該記号番号で国民年金保険料が納付された記録は見当たらない。

また、当該国民年金手帳記号番号払出簿、社会保険事務所が保管する別の記号番号の国民年金被保険者台帳及び当該国民年金被保険者名簿によれば、その後、申立人は、昭和51年11月24日に上記とは別の国民年金手帳記号番号で任意加入被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人は任意加入被保険者であるために、制度上、申立期間にさかのぼって被保険者資格を取得することはできず、この結果、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられ、この二つの国民年金手帳記号番号以外に、申立

人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から50年9月までの期間及び51年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年8月から50年9月まで
② 昭和51年4月から52年3月まで

昭和45年当時、私は学生で収入が無かったので、私の母が国民年金の加入手続と保険料の納付をしてくれた。

収入を得るようになってからは、母に私の国民年金保険料を預けて両親の保険料と一緒に集金人に納付してもらっていたので未納期間は無いと思っていた。

私の年金手帳や国民年金保険料の領収書は、平成15年に実家を建て替えた際に処分してしまった。

申立期間の国民年金保険料は、納付したのに未納の記録となっているので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号の前後の被保険者の記号番号の払出時期から見て、昭和52年12月に払い出されていることが推認され、この時点において、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、申立期間②は年度の納付期限を経過していることから、制度上、申立人の母親は当該期間の国民年金保険料をA市役所が発行する納付書により納付できなかったものと考えられ、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A市B区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の記載内容及び社会保険事務所が保管する特殊台帳により、申立期間②直前の昭和50年10月から51年3月までの国民年金保険料は53年1月23日に過年度納

付されていることは確認できるものの、同被保険者名簿の記載内容から、当該期間の納付書と申立期間②の納付書は別々に発行されていることがわかる上、申立人に係る特殊台帳は当該期間の保険料を過年度納付した時期（昭和53年1月）に作成されたことが推認でき、仮に申立期間②の国民年金保険料を当該過年度納付と同時期に納付したとすると、申立期間②についてのみ未納と記録することは考え難く、その当時、申立期間②は納付されていなかった可能性も否定できない。

さらに、申立人が両申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は、国民年金への加入手続や国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親も既に死亡していることから、申立人に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が明らかでなく、ほかに両申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 7 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 7 年 1 月まで

昭和 61 年 4 月 1 日に始まった国民年金の第 3 号被保険者への種別変更手続は、夫が勤務先で行うとのことだったので、私自身は住所地にある A 市役所で種別変更手続を行わなかった。

また、私は、第 3 号被保険者は国民年金保険料を納付する必要性が無いことを知らず、昭和 61 年 4 月以降も連続して納付書が送られてきていたので、60 歳に達するまでの間、国民年金保険料を納付し続けた。

65 歳に到達した際に国民年金の受給手続のため B 市 C 区役所に行った時、それまで保管していた領収書を年金手帳に挟んで提出したが、その際、同市 C 区役所の年金担当窓口で年配の職員に当該領収書を回収された記憶がある。

申立期間について国民年金保険料を納付済みであると認め、第 3 号被保険者期間と重複する申立期間の国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金第 3 号被保険者となった昭和 61 年 4 月以降においても市役所から、国民年金保険料納入通知書が送付され続けたため、申立期間の保険料を納付していた。」旨を主張しているが、B 市 C 区役所が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人は昭和 61 年 4 月から国民年金第 3 号被保険者と記録されていること、申立人が所持する国民年金手帳において、同年 4 月 1 日に任意加入被保険者資格を喪失し、同日に第 3 号被保険者資格を取得していることが記載されていること、及び社会保険庁のオンライン記録により、申立人の被保険者の種別は同年 4 月 23 日に同年 4 月 1 日にさかのぼって第 3 号被保険者に切替変更処理された記録となっていることが確認できる。

また、C市役所では、「納付書発行のシステム上、第3号被保険者に対する国民年金保険料の納付書を作成できず、当市の各区役所の担当窓口で納付書の交付を求める者に対しては、手書きの納付書を発行する可能性があるものの、その場合においても被保険者種別の確認を行っており、第3号被保険者に納付書を発行することは考え難い。」と回答している上、申立人には、区役所において納付書の交付を求めたとの主張も無く、申立期間は106か月（8年10か月）と長期間であり、その間、行政側において9回に及ぶ国民年金保険料の納付書の発行に際し、事務処理を誤るとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 5 月 1 日から 16 年 1 月 1 日まで

申立期間においてA社（現在は、B社）に勤務していたが、給与明細書の給与額に比べて標準報酬月額が低いことが分かった。また、給与額は上がっていったのに、逆に標準報酬月額が低くなっていることに納得ができない。

正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 14 年 5 月、同年 6 月及び 15 年 8 月から同年 12 月までの期間の給与明細書、並びにB社が保管する同年 4 月から同年 12 月までの期間の賃金台帳により、申立人の 14 年 5 月、同年 6 月及び 15 年 4 月から同年 12 月までの期間の給与支給額は、社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかしながら、当該給与明細書及び賃金台帳に記載されている厚生年金保険料控除額を基に算出した標準報酬月額と、社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額は一致しており、社会保険庁の記録上の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料額を上回る厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていた事実は確認できない。

また、当該事業所の事業主は、申立期間のうち平成 14 年 7 月から 15 年 3 月までの期間について、「厚生年金保険料の控除に係る資料等が無いので、不明である。」と回答しており、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当た

らない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1409

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 7 月 1 日から 9 年 6 月 12 日まで

私は、A社の代表取締役を務めていたが、会社の経理は私の長女及び次女が行い、社会保険の手続は顧問の社会保険労務士にすべて任せていた。私の標準報酬月額が減額されていることは、私は承知しておらず、また、娘たちも知らないと言っている。

正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、社会保険庁の記録によれば、平成 9 年 6 月 12 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、同日から約 7 か月後の 10 年 1 月 7 日に、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、59 万円から 12 万 6,000 円に引き下げる訂正処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る滞納処分票の記録により、平成 9 年 6 月 18 日に申立人が顧問として委託していた社会保険労務士と共に社会保険事務所に来所し、同年 6 月 12 日付けで当該事業所の被保険者全員の資格喪失届を提出していることが確認できる上、申立人は社会保険事務所に対して未納保険料の納入について納付の時期、方法等についても相談していることがうかがえ、その後、社会保険事務所において、当該事業所の滞納保険料に係る徴収取消、更正減額及び不納欠損処理がなされたことを踏まえると、代表取締役である申立人が関与せずに標準報酬月額の減額処理が行われたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録の減額処理に関与しているものと認められ、当該月額変更処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1410

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 11 月 1 日から 12 年 10 月 1 日まで

私は、A社の代表取締役を務めていたが、社会保険事務所の記録では、平成 11 年 11 月 1 日から 12 年 10 月 1 日までの標準報酬月額が 59 万円から 30 万円に減額されている。

私は、自分の標準報酬月額を減額した記憶は無いので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、社会保険庁の記録によれば、平成 12 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、同日から約 1 か月後の同年 11 月 8 日に、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、59 万円から 30 万円に引き下げる訂正処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、自身は標準報酬月額の変更の届出を行った記憶は無く、経理担当役員であったその妻も、当時、厚生年金保険の事務処理を依頼していた税理士から標準報酬月額の減額についての話は聞いていないと申し立てている一方で、申立人は、友人の会社の保証人となり、同人の支払債務を負ったことから、支払えなくなり、自己破産したと供述している。

また、申立事業所において経理を担当していた申立人の妻は、「私が喪失の手続のために社会保険事務所に行った。」、「私が喪失届を手書で書いた気がする。」と供述している上、社会保険事務所における標準報酬月額の変更処理日と全喪の処理日が同一日であることから判断すると、当該事業所の代表取締役である申立人は、当該減額処理について責任を負うべき立場にあるものと考えられ、申立人が関与せずに標準報酬の月額変更処理が行われたとは考え難

い。

さらに、社会保険庁の通知書（「厚生年金保険支払額について（お知らせ）」）から、申立人に係る標準報酬月額が遡及して減額されたことに伴って、申立人の在職老齢年金も遡及して支払われていることが確認できる。

なお、申立人の妻が当該事業所の厚生年金保険に係る書類作成を行ったとする税理士事務所の従業員は、同事業所とは平成 12 年 7 月ごろに顧問契約が切れており、その後については分からないと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録の減額処理に関与しているものと認められ、当該月額変更処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1411

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 5 月 23 日から同年 10 月 22 日まで
② 平成 3 年 3 月 20 日から同年 4 月 20 日まで
③ 平成 5 年 6 月 29 日から同年 8 月 18 日まで
④ 平成 8 年 6 月 29 日から同年 8 月 11 日まで

私が所持している船員手帳には、それぞれの申立期間について雇入れの記載があるのに、厚生年金保険の加入記録が無い。

当該船員手帳に雇入れの記載がある他の期間は厚生年金保険の被保険者記録があり、申立期間も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人が所持する船員手帳及び当該期間において船舶所有者であるA社の厚生年金保険被保険者名簿に名前がある同僚二人の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間においてB丸及びC丸に乗船し勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該同僚の一人は、「最近は厚生年金保険料が前納になったが、以前は保険料が翌月払いであり、短期に船を替わる時は厚生年金保険に加入しなかった。」と供述している上、申立人が所持する船員手帳に記載がある船長及び申立人と一緒に乗船していたとする同僚二人のうち一人の当該期間における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

また、社会保険庁のオンライン記録（被保険者縦覧照会回答票）によると、当該事業所では、当該期間以前である平成元年 10 月 21 日以後、2 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなるまでの間に、新規に厚生年金保険被保険者資格を取得している者は確認できない。さらに、事業主の所在が不明であり供述を得ることができず、当該事業所の承継事業所

(D社)に照会しても回答が得られないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 2 申立期間③については、申立人が所持する船員手帳及び船舶所有者であるE組合(平成19年7月17日に破産手続終結)の元理事の供述から判断すると、申立人が当該期間においてF丸に乗船し勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該理事は、「申立人から『船員保険に加入しないので、事業主が負担する厚生年金保険料の分を給金に加算してほしい。』との申出があったため、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得手続きをしなかった。」と供述している。

また、社会保険庁のオンライン記録(被保険者縦覧照会回答票)によると、当該事業所では、申立期間を含む昭和62年12月1日から平成6年6月30日までの期間において、厚生年金保険被保険者資格を取得している者は確認できない。

- 3 申立期間④については、申立人が所持する船員手帳及び船舶所有者であるG社の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該期間においてH丸に乗船し勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所では、「短期間の航海であったので厚生年金保険には加入していなかったのではないか。」と供述している上、社会保険庁のオンライン記録(被保険者縦覧照会回答票)によれば、申立人が所持する船員手帳に記載がある船長の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、申立人は同僚の名前をおぼえていないことから同僚の供述を得ることができない上、当該事業所では、「当時の資料は無い。」と回答しており、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 4 申立人がすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、社会保険事務局(船員保険担当)及び国の所管局(船員労政担当)では、「平成17年1月から同局の支局等の窓口においては、船員手帳の『雇入契約関係』のページに官庁公認印を押す時に、船員保険の保険証書の提示を求めるようになった。それ以前は、船員手帳に雇入れ年月日を

記載する際、同証書の提示を求めていなかったために船員手帳に雇入れの記録がありながら、厚生年金保険の被保険者記録が無いというケースが生じている」などと説明している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1412

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から 63 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社の取締役として勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

法務局の法人登記簿によれば、A社は昭和 51 年 11 月 9 日に設立され、同日に申立人が同社の代表取締役役に就任していることが確認できること、及び申立人が名前を挙げる当時の従業員の供述により、申立人が申立期間において同事業所で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は、昭和 63 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所としての記録は確認できない。

また、社会保険庁のオンライン記録（被保険者縦覧照会回答票）によれば、当該事業所の整理番号に記録されている申立人の被保険者資格取得日は昭和 63 年 3 月 1 日となっている上、上記の従業員は、「申立事業所には申立人の勧めで入社したが、その後、厚生年金保険には申立人と同時に加入したはずであり、申立人だけが、先に加入したことはない。」と供述しており、社会保険庁のオンライン記録により、同人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日も申立人と同日であることが確認できる。

さらに、当該事業所における他の取締役及び顧問会計事務所の担当税理士は、いずれも厚生年金保険の加入状況に係る記憶は無く、関連資料も保管して

いない旨を供述している上、申立人も当時の関連資料を保存していないことから、申立人の申立期間における事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、社会保険庁のオンライン記録（被保険者記録照会）並びにB市及びC市D区役所が保管している国民年金被保険者名簿により、申立人は、申立期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月から27年3月まで
(A社B事業所)
② 昭和35年1月11日から37年5月1日まで
(C社D支店)

申立期間①については、A社B事業所で、事務職として勤務していた。友人も証言してくれるにもかかわらず、社会保険事務所の記録では昭和27年4月からの勤務になっている。同社を退職後、親会社であるE社に勤務していたことを照会したところ、かなり以前に水害で書類が無くなっているとの話を聞いている。26年に怪我のため通院していたが、その時もA社で勤務していた。

申立期間②については、C社に入社して退社するまで会社は辞めていないにもかかわらず、途中国民年金に加入したことになるのはおかしい。昭和36年の長男出産の時に、支店長からお祝いをもらったことを記憶しており、同僚も継続して勤務していたことを証言してくれる。

両申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時、申立人の近所に住み、申立人を記憶する同僚は、申立期間①において、A社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、「事務担当課に勤務する申立人の叔父から、申立人を売店に世話したことを聞いており、申立人が個人営業の当該売店に勤めていたことを記憶している。給与担当課で毎月社員の給与の計算をして

いたため、在籍していた社員を記憶しているが、申立期間①当時、社員として申立人はいなかった。」と供述しており、別の同僚から「自分は給与担当課だったが、当時、人事担当課には 30 人ぐらいいて、だいたい名前もわかるが、申立人はいなかった。」との供述が得られている。

また、社会保険事務所が保管する A 社 B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、同名簿において申立期間①における健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、親会社である E 社の担当者から、「A 社は清算し、現在は存在せず、申立人の在籍は確認できない。当時の資料は残っておらず、詳細は不明である。」との回答が得られている。

2 申立期間②について、C 社 D 支店及び同社同支店を統括する同社 F 地方部における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が、申立人は転職のため退職するまで一貫して同社 D 支店で勤務していたと供述していることから判断すると、申立人は申立期間②も継続して同社同支店で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記の同僚からは、「申立人は、最初は集金担当の内勤だったので昭和 34 年ごろに支店長などと一緒に厚生年金保険に加入したはずだが、何か月かで営業担当に変わられて、給料も成績に応じた歩合給になったと思う。その後、営業の成績が良くて特別職になって、また厚生年金保険に加入したと思うが、途中の営業担当の時には厚生年金保険には加入していないはずだ。自分も、最初営業担当のときは厚生年金保険には加入していなかった。35 年に内勤が変わって、そこで加入しているはずである。」、「昭和 33 年ごろから D 支店で勤務した。自分は営業担当で申立人も営業担当だった。営業担当は社員じゃないので、厚生年金保険も無かったのではないか。申立人は営業の成績が良く、後で上から言われて特別職になった。」、「申立人は営業担当だったので職員とは違っていた。営業担当については、成績が良くて職員になったら社会保険料なども控除していた。」などの供述が得られており、前記の二人については、供述どおりに厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する C 社 D 支店及び同社 F 地方部の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和 35 年 1 月 11 日に同社同支店において被保険者資格を喪失し、37 年 5 月 1 日に同社同地方部で同資格を再取得しており、申立期間②において、両事業所での申立人の被保険者記録は確認できない。

さらに、C 社 D 支店及び同社 F 地方部は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社が申立期間②後に社名変更した G 社は、合

併後解散している上、C社D支店長として被保険者名簿に名前の記載がある3人のうち二人は死亡しており、一人は文書照会したが回答が無く、同社F地方部の事業主として被保険者名簿に名前の記載がある3人は連絡先が不明で、当時の事情を確認することができない。

なお、申立人は、申立期間②において国民年金制度発足と同時に国民年金に加入し、申立期間②の一部において国民年金保険料の納付済期間が確認できる。

- 3 申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1414

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社（現在は、B社）C事業所を昭和 20 年 9 月 30 日に退職し、21 年 1 月 1 日にD社に入社したように記録されている。
申立期間も継続してA社C事業所で社長秘書として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社C事業所（昭和 21 年 4 月 1 日にD社E工場に名称変更）の健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人については、昭和 20 年 9 月 30 日に被保険者資格を喪失後、21 年 1 月 1 日に同資格を再取得し、同年 8 月 20 日に同資格を再喪失している記録が確認でき、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、また、社会保険業務センターが保管している厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、20 年 9 月 30 日にA社を解雇され、21 年 1 月 1 日に同社での被保険者資格を再取得し、その後の同年 4 月 1 日に同社はD社に名称変更され、同年 8 月 20 日に同社での被保険者資格を再喪失したことが記録されている。

また、申立人が同僚として名前を挙げた一人は死亡しているため、上記被保険者名簿により名前が確認できた同僚 5 人から聴取したところ、申立人と同様に昭和 20 年 9 月 30 日に被保険者資格を喪失し、21 年 1 月 1 日に同資格を再取得した一人から、「終戦時には、千数百人の従業員が在籍していた。在籍していた従業員はいったん全員解雇され、その後に 500 人程度の従業員が再雇用された。再雇用されるまでの期間は 1 か月から 3 か月くらいの期間があった

が、当該期間は厚生年金保険の被保険者としては記録されていない。」との供述が得られており、また、残る同僚4人からも、終戦直後、人員整理が行われ、その後再雇用が行われたとの供述が得られているところ、上記被保険者名簿により、20年8月30日及び同年9月30日に多数の従業員が被保険者資格を喪失し、同年11月に286人、21年1月に101人が被保険者資格を取得していることが確認できる上、同年11月及び21年1月に被保険者資格を取得している者の中には、申立人及び上記同僚と同様に、同年9月30日に被保険者資格を喪失している者が、それぞれ201人、20人含まれていることが確認できる。

さらに、B社からは、当時の人事記録は保管されていないため詳細は不明であるとの回答しか得られない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1415

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月 1 日から 51 年 8 月 16 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社が運営するB駅構内の店舗の店長として勤務していた期間が未加入期間になっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した慰安旅行時の写真並びに事業主及び複数の同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、i) 申立人が名前を挙げた同僚の一人が、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において記録が確認できないこと、ii) 事業主が、「厚生年金保険料が控除されることを望まない従業員もおり、控除されることを辞退する従業員がいたことも事実で、厚生年金保険の加入は一律でなかった。」と供述していること、iii) 二人の同僚から、「10年近く勤務したが、最初の5年間は国民年金に加入して、後の5年間は厚生年金保険に加入させてもらった。」、「5年以上は勤務したが、社会保険には加入させてもらえず、病院の治療費も自費だった。」との供述が得られていることから判断すると、事業主は、従業員の、そのすべての勤務期間について厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

また、上記被保険者名簿では、申立期間において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号にも欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える上、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用

事業所に該当しなくなっており、事業主は、申立期間当時の書類は一切保管していないと回答している。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、昭和43年5月1日（申立期間前のC社退職時）から60歳到達の前日までの期間のうち、申立期間中の48年4月から同年9月までの期間及び申立期間後の53年1月から同年3月までの期間を除く期間に係る国民年金保険料をすべて納付しているが、社会保険事務所に確認した結果、国民年金手帳記号番号の払出しは申立期間中の50年12月であり、申立期間初期の期間を含む保険料納付済期間の国民年金保険料を、当該払出しを受けた同年12月までが納付期間であった第2回特例納付、過年度納付などにより納付していることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 1 月 ごろから同年 12 月 ごろまで
② 昭和 47 年 8 月 ごろから 48 年 1 月 ごろまで

申立期間①については、私はA社（現在は、B社）に勤務していた。C町（現在は、D町）の自宅からE市のA社本社へ通勤していた。同僚4人か5人でF市G区にある同社H営業所へ移動し、取引先の工場から製品を引き取り、それをI町（現在は、I市）のJ社へ搬入する仕事をしていた。

申立期間②については、私はF市K区にあったL社に勤務していた。私は、大型車に乗務し、商品に関東方面に運送し、復路は関西方面等から別の荷物を運ぶ仕事をしていた。いつごろかは忘れたが、同僚と二人で乗務中、高速道路で事故に遭い怪我をして病院に行ったことがある。

勤務していたことは事実であるので、両申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人はA社に勤務していたと申し立てているが、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録では、同事業所での雇用保険被保険者記録は無く、申立人が当該期間の一部を含む昭和 41 年 11 月 21 日から 44 年 1 月 11 日までM社において雇用保険の被保険者となっていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、事業主は、「当社の業務内容等が申立人の供述内容と一致するものの、当社が保管している昭和 37 年以降の労働者名簿及び 39 年以降の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に申立人の記録は無く、仮に申立人が勤務していたとしても厚生年金保険に加入させていない臨時雇用の扱いであっ

たのではないか。」と供述している。

さらに、申立人が記憶している同僚と思われる者は既に死亡している上、当該被保険者名簿から当該期間に被保険者資格を取得していることが確認できる3人のうち連絡が取れた一人は、「申立人の名前を聞いたことがあるが、顔は知らない。」と供述していることから、申立人の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 2 申立期間②については、申立人は、L社に勤務していたと申し立てているが、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録では、同事業所での雇用保険被保険者記録は無く、申立人が当該期間の一部を含む昭和47年12月1日から50年8月26日までN社において雇用保険の被保険者となっていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い上、事業主は、「当社の業務内容が申立人の供述内容と一致し、申立人が勤務していたことの記憶はあるが、勤務時期は分からず、厚生年金保険の被保険者資格取得届出及び保険料の控除についても分からない。」と供述している。

さらに、申立人が記憶している同僚と思われる一人は、連絡先が不明である上、当該被保険者名簿において当該期間に被保険者記録が確認できる同僚4人うち連絡が取れた一人は、申立人を記憶していないと供述していることから、申立人の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は、同事業所において同僚と二人で乗務中、運転していた同僚が事故を起こし、怪我をして入院したと供述しているが、健康保険及び労災保険の両給付における記録は確認できず、申立人においても、当該事故の時期及び健康保険証の使用の有無等についての記憶も明確ではない。

- 3 申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料について、事業主から控除された具体的な記憶が無い上、事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1417

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 6 月 7 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 35 年 10 月 18 日から 36 年 4 月 29 日まで
③ 昭和 36 年 7 月 15 日から同年 10 月 18 日まで
④ 昭和 42 年 4 月 10 日から同年 5 月 26 日まで

いずれの申立期間についても証拠となる資料は無いが、必ず働いていた。今一度入念に調査していただき、申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の供述及び申立人が所持する勤務期間に関するメモから判断すると、申立人が、A社B店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は昭和 37 年 5 月 1 日に、A社は平成 6 年 9 月 1 日に、それぞれ厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主の連絡先も不明であることから、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている同僚に照会したところ、回答が得られた 3 人のうちの二人は、それぞれ「試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」、「販売員は、入社後 3 か月間は見習い期間で、その間は厚生年金保険に加入していなかった。見習期間の実績により準社員となり、準社員は厚生年金保険に加入させてもらった。」と供述していることを踏まえると、当該事業所では、従業員を入社と同時に、一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、健康保険の整理番号を昭和 33 年 7 月 21 日に資格取得から昭和 34 年 11 月 4 日に資格取得までを調査したものの、申立人の記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

- 2 申立期間②については、申立人の供述及び申立人が所持する勤務期間に関するメモから判断すると、申立人が、C社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、申立人は当該事業所の事業主及び同僚を記憶しておらず、これらの者からの供述が得られないことから、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 3 申立期間③については、申立人が所持する勤務期間に関するメモ及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、D社（現在は、E社）に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は平成 18 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の役員等は既に死亡しており供述を得られない上、E社の代表取締役等に照会したものの回答は得られないことから、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で被保険者記録が確認できる同僚に照会したところ、複数の同僚が、「厚生年金保険被保険者資格取得日よりも前に入社していた。」、「従業員の入退社が頻繁だった。」と供述しており、申立人の入社前から退社後まで当該事業所に勤務していたとする申立人の妻の厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 36 年 11 月 10 日であることが確認できることを踏まえると、当該事業所では、従業員を入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号を昭和 36 年 6 月 1 日に資格取得から同年 11 月 10 日に資格取得までを調査したものの、申立人の記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

- 4 申立期間④については、申立人の供述及び申立人が所持する勤務期間に関

するメモから判断すると、申立人が、F社G営業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できず、E社に照会したものの回答は得られないことから、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するF社H支社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、当該期間の直前の昭和42年4月1日に、同支社（勤務はI営業所）において厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、これは、雇用保険被保険者記録と一致している一方、当該期間については雇用保険被保険者記録も確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、F社J支社は昭和45年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間においては適用事業所に該当していないことが確認できるとともに、同社K支社に係る社会保険庁の記録においても申立人の被保険者記録は見当たらない。

- 5 申立人がすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1418

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月 8 日から 64 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。

申立期間はA社に営業として勤務していた期間であり、給与は売上げにより決まるコミッション制であった。

また、当時は小さな子供がいたが、何度も病院に入院し、その都度、健康保険証を使用した記憶があり、厚生年金保険の記録が無いことは納得できない。

当該事業所が発行した在籍証明書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が申立人に発行した在籍証明書及び同僚の供述により、申立人が申立期間に同社に勤務していた可能性がうかがえる。

しかしながら、当該事業所は申立人に係る関連資料を保管しておらず、同事業所では、「申立人が従事していた営業職の給与は売上高によるコミッション制であったために、その額の変動が大きく、短期間で辞める職員も多かったため、入社してすぐには社会保険には加入させていなかった可能性が高い。」と供述している。

また、申立人の申立期間における雇用保険被保険者記録が確認できず、連絡が取れた同僚からも厚生年金保険の適用状況に関する具体的な供述が得られないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被

保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できず、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。考え難い。

なお、申立人は、申立期間に自身の子供が入院したと申し立てているところ、当該病院は、文書による照会に対して、入院していた記録は確認できるものの、その時に使用した健康保険証の記号番号は記録されていない旨回答している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1419 (事案 504 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月20日から40年4月1日まで
② 昭和40年6月15日から41年12月31日まで
③ 昭和42年9月1日から43年3月21日まで

昭和61年に年金記録の確認をした時、脱退手当金が支給された記録があることを知った。当時はどうしようもないと言われたが、今回、申立てができることを知ったので、申し立てることにした。

A銀行を退職したときには、脱退手当金を受給したことは間違いなく、脱退手当金のことには知っていたので、B社を退職した時に請求をしたのであれば、憶^{おぼ}えているはずである。また、出産の1か月前に受給したのであれば忘れるはずがない。当時は社会保険事務所の存在を知らず、退職後に社会保険事務所に行ったことはないので、再調査して、脱退手当金を受給したという記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の脱退手当金については、申立期間③に係る事業所における脱退手当金の支給記録から、事業主による脱退手当金の代理請求が行われていた可能性が高いものと認められる上、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、既に当委員会の決定に基づき平成20年12月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は脱退手当金の受給を申請した記憶は無く、年金記録の訂正は必要でないという結論には納得できないと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月 1 日から 62 年 9 月 5 日まで

申立期間の厚生年金保険加入記録が無いが、健康保険証を持っていたので、給与から保険料を引かれていたと思う。

同時期に勤務していた同僚の年金記録を見せてもらい、私の記録が漏れていることを確信した。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主及び複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、元事業主に申立人の雇用状況、厚生年金保険適用の有無等について照会したところ、「給与台帳やその他の関連資料は処分しており、申立人の勤務期間や資格取得等の届出、保険料の控除及び納付はいずれも不明であるが、申立人は正社員ではなかった。」と供述している上、申立期間当時、当該事業所において被保険者資格を取得し、事務を担当していたことがあるとする元事業主の妻は、「申立人は、短期間での入退社を繰り返し、申立期間に継続して勤務していなかったと記憶している。その場合、臨時の雇用となり、厚生年金保険料の控除は無いと思われる。」と供述している。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号を昭和 59 年 5 月 1 日の資格取得から 62 年 10 月 1 日の資格取得までを調査したものの、申立人の記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、当該事業所が加入していたB厚生年金基金においても申立人の加入記録は

無い。

さらに、申立人が名前を挙げている同僚は、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該事業所において昭和60年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、61年4月30日に同資格を喪失していることが確認できるが、i) 当該同僚は「その後、再度A社に入社し、申立人と同時期に退職した。」と供述しているものの、当該同僚が同年4月30日以降にA社において被保険者資格を取得した記録は無く、同年6月3日に厚生年金保険第4種被保険者となっていること、ii) 公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から、当該同僚は、当該事業所で上記の被保険者資格を喪失した後、失業等給付の受給手続を行っていることが確認できるとともに、他の事業所で雇用保険被保険者資格を取得している期間があることから、再入社したとする後の期間において、当該事業所に継続して勤務していたことは認め難いことのほか、申立人の雇用保険被保険者記録においても、申立期間における同被保険者記録は確認できないところ、同被保険者記録が確認できる申立期間前後の期間については、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1437 (事案 352 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 15 日から 35 年 1 月 25 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和 34 年 1 月 15 日に入社したA社B支社(申立期間当時の適用事業所名は、A社C営業所)における厚生年金保険被保険者資格取得日が 35 年 1 月 25 日となっているとの回答があった。当時、同期入社と同僚の名前も記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、公共職業安定所の記録によれば、申立人のA社における雇用保険被保険者資格取得日は、昭和 35 年 1 月 15 日とされ、これは申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日である同年 1 月 25 日とほぼ一致しており、また、申立人が挙げた同期入社と同僚の被保険者資格取得日も申立人の資格取得日と一致しているなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 9 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立期間において間違いなく厚生年金保険に加入していたと主張しているが、当該事業所に勤務していた申立人の同僚二人は、それぞれ、「私が入社した昭和 34 年 3 月ごろ、申立人はまだ入社しておらず、私よりも 1 年位は遅く入社したと記憶している。」、「私が入社した昭和 36 年 6 月ごろ、申立人は既に勤務していたが、申立人の入社時期については分からない。」と供述している。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所の記録では、A社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 46 年 4 月 1 日の前後 1 年以内に資格喪失し、脱退手当金の支給記録がある女性 7 人は、いずれも資格喪失後 1 年以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時、同事業所に勤務していた同僚二人は、「申立期間当時、事業所から脱退手当金に係る手続について説明を受けており、脱退手当金の代理請求が行われていた。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、当該事業所における申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 46 年 6 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人は、当該事業所を退職後、国民年金の強制加入期間があるにもかかわらず、昭和 56 年まで国民年金に加入しておらず、年金受給に対する意識がうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月21日から37年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B店に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格喪失日は昭和36年7月21日となっていることが確認できる上、申立人が名前を挙げた同社B店における同僚で、かつ、当該名簿において被保険者記録が確認できる11人全員が同日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主にも照会することができない上、同社B店に勤務していた同僚6人に聴取したところ、うち一人は、「当時は、B店在籍の従業員に係る給与支給や年金関係事務等はすべてC本店が担当しており、私も最後の1年くらいが知らない間にほかの従業員と同様に厚生年金保険の被保険者資格を喪失させられていた。その後、C本店は倒産したが、倒産するまでの数年間は経営が苦しく、C本店が一部の従業員について厚生年金保険に加入させていなかったのかもしれない。」、残りの5人は、「申立期間当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等は所持していない。」と供述している。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、この

ほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 27 日から 37 年 3 月 5 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社における同僚として名前を挙げた3人の者のうち、二人の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、B社では、「現存する厚生年金保険の管理台帳に申立人の名前が確認できないため、申立期間において申立人が在籍していたかどうかは不明である。日雇労働者であった可能性があるが、日雇労働者に係る台帳は無い。」と回答している上、同事業所に勤務していたとする申立人の同僚二人は、それぞれ、「私は、申立人と同時期に日雇労働者として就職し、勤務形態が変わった昭和 36 年に正社員になったが、申立人は正社員になる前に退社したと記憶している。」、「申立人と私は、昭和 34 年に日雇労働者として採用された。私は、申立事業所が事業を開始した 36 年に正社員になり、厚生年金保険に加入したが、申立人はその前に地元に戻ったので、厚生年金保険には加入しなかったと思う。」と供述していることから、当時、同事業所では、すべての従業員について厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。